

「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
(女子差別撤廃条約)実施状況第7・8回報告書」に盛
り込むべき事項に関する意見書

2013年(平成25年)7月17日
日本弁護士連合会

第1条について

2009年8月7日に女性差別撤廃委員会が日本政府に出した最終見解(以下「総括所見」という。)で要請された「本条約及び本条約第1条に記載された女性に対する差別の定義を国内法に十分に取り入れるために早急な措置を講じ、次回報告においてこの点に関する進捗状況を報告すること」(パラグラフ22)につき、取り組んだ措置等に関する具体的な進捗状況を盛り込まれたい。

第2条について

1 総括所見で指摘された関心事項及び勧告につき、取られた措置及び達成された成果を盛り込まれたい(パラグラフ13)。

また、総括所見では、当該総括所見の十分な実施が確保されるよう、総括所見を全ての関連省庁、国会、司法当局に提供することを要請されているが(パラグラフ13)、総括所見をどの機関に対し、どのような形で提供したのかを明らかにされたい。

2 総括所見の実施及び今回の報告プロセスに関し、国会がどのように関与したのか、具体的に明らかにされたい(パラグラフ14)。

3 総括所見で指摘された、第4回・第5回定期報告の審議後に女性差別撤廃委員会が表明した関心事項及び勧告に関する具体的な取組(特にパラグラフ15で指摘されている、本条約に沿った差別の定義の欠如、民法における差別的規定、本条約の認知度、労働市場における女性の状況と女性が直面する賃金差別、選挙で選ばれるハイレベル機関への女性の低調な参画への取組)について盛り込まれたい(パラグラフ16)。

4 前回総括所見で指摘された民法改正(男女共に婚姻適齢を18歳とすること、女性のみに課せられている6か月の再婚禁止期間の撤廃、選択的夫婦別氏制度の採用、嫡出でない子とその母に対する差別的規定の撤廃)につき、「本条約の批准による締約国の義務は、世論調査の結果のみに依存するのではなく、本

条約は締約国の国内法体制の一部であることから、本条約の規定に沿うように国内法を整備するという義務に基づくべきである」という委員会からの指摘も踏まえた具体的な取組を盛り込まれたい（パラグラフ18）。

- 5 「本条約の精神、目的及び規定が十分に認識され、裁判において活用されるように、本条約及び委員会の一般勧告に対する裁判官、検察官、弁護士の意識啓発の取組」（パラグラフ20）に関する、具体的な取組を盛り込まれたい。その際、裁判官、検察官及び司法関係者に対する研修に関し、対象者、頻度、具体的内容を盛り込まれたい。
- 6 女性差別撤廃条約選択議定書批准に向けた具体的な取組及び進捗がない場合は、その具体的な原因を盛り込まれたい（パラグラフ20）。
- 7 国内人権機関設置に向けた具体的な取組及び進捗がない場合は、その具体的な原因を盛り込まれたい（パラグラフ24）。
- 8 女性の地位向上のための国内本部機構の活動状況及び前回の総括所見を受けて、国内本部機構がどのように改善されたのか、男女共同参画基本計画の進捗状況を定期的に評価するための監視制度がどのように実施されているのか、実施された具体的な措置を盛り込まれたい（パラグラフ26）。

第4条について

積極的差別是正措置を定めた具体的な法制度（労働法関連と社会保障関連）の内容及び「2020年30%」実現に対する具体的な効果について盛り込まれたい。

第5条について

- 1 メディアや広告におけるポルノや女性の性的対象物化を根絶するために、具体的に取った対応策とその結果を盛り込まれたい。
- 2 教育にかかる分野でのジェンダー平等問題について、どのような研修が教師等に対して行われたのか、具体的にその内容とその結果を盛り込まれたい。
第10条にも同様の内容を盛り込まれたい。
- 3 ステレオタイプの根絶のために、教科書や教材にどのような改訂がされたのか、具体的に盛り込まれたい。
- 4 2013年5月になされた公人（大阪市長等）の女性差別発言について、どのように対処したのか、具体的に示されたい。

第6条について

第1 ドメスティック・バイオレンス（DV）について（その1）

- 1 DV、ストーカーに起因する殺人事件の件数について盛り込まれたい。
- 2 一方当事者のみの審理による保護命令の存否について盛り込まれたい。
- 3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）第14条第1項ただし書き（無審尋）による保護命令の利用状況と認容状況について盛り込まれたい。
- 4 2013年6月に成立した改正DV防止法は、同性カップルも保護命令の対象にしているか否かについて盛り込まれたい。
- 5 性的少数者に対する保護、支援の実態、異性愛の場合との制度の在り方や運用の相違はあるかについて盛り込まれたい。また、性自認により、制度上、事実上の不利益があるかどうか、これらについてのデータはあるか、2013年改正DV防止法での変化はあるかについて盛り込まれたい。
- 6 加害者と同居していた生活の本拠を離れることを希望しない被害者にとって現行の保護命令制度は問題がないかについて盛り込まれたい。また、保護命令事案の取り下げ率とその原因分析について盛り込まれたい。
- 7 24時間の無料ホットラインの今後、政府の実施した研修の効果について盛り込まれたい。
- 8 総括所見にあるとおり、DVを含む女性に対するあらゆる形態の暴力の広がり、原因及び結果に関するデータを収集し、調査研究を実施するとともに、さらに包括的な方策やターゲットをしぼった介入のための基礎としてそのようなデータを活用すること、締約国による統計データ及び取られた方策の成果を盛り込まれたい。
- 9 夫婦間での強姦及び強制わいせつについて、処罰の実態を明らかにされたい。
- 10 この分野の政策による配偶者間暴力の減少に及ぼした効果（第3回社会権総括所見23）について盛り込まれたい。
- 11 外国人被害者女性が申立をする場合の困難への具体的対応について盛り込まれたい。

第2 DVについて（その2）

- 1 DV防止法において同性愛カップルや交際相手からの暴力に対する保護命令が原則として申し立てできないために保護されない実態に対してどのような保護を考えているのかについて明らかにされたい。
- 2 緊急保護命令がなく、保護命令の発令に平均して2週間程度かかっていることについて、どのような改善策を予定しているのかについて明らかにされ

たい。

- 3 DV加害者の保護命令違反事件及びその他法令違反に対する刑事処分の逮捕及び量刑の実態を明らかにされたい。
- 4 被害者に対する中長期的支援の充実について、どのような対策を予定しているのかについて明らかにされたい。
- 5 外国人のDV被害者への対処については、配偶者としての活動をしない正当な理由の認定の運用状況及び、被害者にどのような在留資格を認めているのかの実態を明らかにされたい。
- 6 女性差別撤廃委員会から勧告されている女性に対する暴力の被害者が相談できる24時間無料のホットラインの開設実態について明示されたい。また、とくに移民女性や社会的弱者グループの女性を含む女性に対する質の高い支援サービスの提供について、どのように検討されているのか明らかにされたい。
- 7 DVに伴う子どもに対する暴力の実態を明らかにされたい。またその実態はどのように把握しているのかについて明らかにされたい。
- 8 DVに伴い、子どもに対して暴力はないが、子どもがいるところなど子どもが感知できる状態で振るわれた暴力の実態を明らかにされたい。またその実態の把握はどのようになされているのか、今後の取組も含め明らかにされたい。
- 9 児童虐待の事例と、DVとの関連を明らかにされたい。
- 10 DVが原因となって自殺した事例は児童を含めてあるのか明らかにされたい。また、DVが自殺した子どもの生活環境に与えている影響を明らかにされたい。
- 11 DVの被害者が職業生活において、どのような影響を受けているか明らかにされたい。
- 12 企業、国、自治体等の職場におけるDV被害に対する対応を明らかにされたい。
- 13 小学校、中学校、高等学校において、DV根絶の観点から、教育現場でなされている教育内容を具体的に明らかにされたい。
- 14 第3次男女共同参画基本計画に基づく具体的施策である情報の収集・整備・提供についての検討は、計画策定後どのように進捗したのか。DVを含め、女性に対する暴力の根絶の分野を詳述されたい。

第3 性暴力一般

- 1 2007年8月7日に拷問禁止委員会が日本政府に出した「第19条に基

づき締約国から提出された報告書の審査 拷問禁止委員会の結論及び勧告」を踏まえた、外国軍を含む軍人による被害についての詳細な情報を盛り込まれたい。

- 2 日本における性犯罪についての暗数調査（結果）の情報を詳述されたい。
- 3 強姦罪の構成要件について、構成要件としての暴行・脅迫において被害者の抗拒を著しく困難にする程度であることを要求されていることについて、その妥当性についてどのような検討がなされているかについて盛り込まれたい。
- 4 性犯罪が親告罪とされていることについて、被害者保護や性犯罪の厳正な対処を図るために、非親告罪化が有意義であるとの指摘があるが、政府はこの点を含めて性犯罪の構成要件の見直しについてどのような検討をしているかについて盛り込まれたい。
- 5 性的同意年齢が、男児及び女児ともに13歳と低い年齢に設定されていることについてどのような検討がされているかについて盛り込まれたい。
- 6 被害者対応について、全警察官を対象にしたものや、また裁判官や弁護士への女性に対する暴力に関する研修の実態はどのようにになっているかについて盛り込まれたい。
- 7 性暴力犯罪について、被害申告を容易にする措置を講じること及び性的暴力の被害者が、妊娠検査、緊急避妊、人工妊娠中絶、性感染症検査、性感染症の治療、負傷の治療、被害後の予防、カウンセリング及び捜査関連支援、法的支援等を含む包括的かつ総合的なサービスに速やかにアクセスすることができるワンストップ支援センターを国の費用により設置することを、どのように予定しているかについて盛り込まれたい。

第4 子どもに対する性暴力

- 1 一部の事案しか、司法的関与がなされていない法的枠組の実態（近親姦特別規定の欠如と親告罪規定等、児童虐待については家庭裁判所等の関与は例外的措置に過ぎないこと）と問題点の有無について盛り込まれたい。
- 2 刑事訴訟法での一定の証人保護制度は存在するが、子どもが繰り返し証言するよう求められることによって、さらなるトラウマを受けることがないようにするための陳述録画等は採用されていないことについて制度の変更を予定・検討しているかを盛り込まれたい。
- 3 「児童の売買等に関する子どもの権利条約選択議定書」に対する子どもの権利委員会の総括所見で指摘された、被害を受けた児童の権利の保護に関する勧告について、繰り返し証言を求められることに伴うトラウマの除去を含

めてどのような対策を講じる予定かを盛り込まれたい。

- 4 「児童の売買，児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書第12条1に基づき締約国から提出された報告の審査」の履行，子ども権利委員会総括所見第81項及び第82項の履行状況について盛り込まれたい。

第5 ポルノ等の指摘事項

「女性や女児に対する性暴力を常態化させ促進させるような，女性に対する強姦や性暴力を内容とするテレビゲームや漫画の販売を禁止することを締約国に強く要請する。」との総括所見（パラグラフ36）に対する検討状況を報告されたい。

第6 「慰安婦」問題

- 1 総括所見，その後の他条約の総括所見及び第2回普遍的定期審査で勧告を受けた全事項（日本政府の受諾の有無を問わず）についての履行状況について詳細な情報を盛り込まれたい。
- 2 社会権規約委員会からの勧告である「委員会は，搾取の永続的影響に対応し，かつ「慰安婦」による経済的，社会的および文化的権利の享受を保障するため，締約国があらゆる必要な措置をとるよう勧告する。委員会はまた，「慰安婦」にスティグマを付与するヘイトスピーチその他の示威行動を防止するため，締約国が「慰安婦」の搾取について公衆を教育するよう勧告する。」をどのように履行するのかについて盛り込まれたい。
- 3 拷問禁止委員会から2013年5月31日に出された下記の勧告にどのように対応するのかについて盛り込まれたい。

記

「本委員会一般的意見第3号を想起しつつ，本委員会は締約国に対し，即時かつ効果的な立法的および行政的措置をとり，「慰安婦」の諸問題について被害者中心の解決策をとるよう，強く求める。特に，

- (a) 性奴隸制の諸犯罪について法的責任を公に認め，加害者を訴追し，適切な刑をもって処罰すること。
- (b) 政府当局者や公的な人物による事実の否定，およびそのような繰り返される否定によって被害者に再び心的外傷を与える動きに反駁すること。
- (c) 関連する資料を公開し，事実を徹底的に調査すること。
- (d) 被害者の救済を受ける権利を確認し，それに基づき，賠償，満足，できる限り十分なりハビリテーションを行うための手段を含む十全で効果的な救済と補償を行うこと。

(e) 本条約の下での締約国の責務に対するさらなる侵害がなされないよう予防する手段として、この問題について公衆を教育し、あらゆる歴史教科書にこれらの事件を含めること。」

- 4 上記拷問禁止条約の勧告に関連して、政府は2013年6月に「勧告は、法的拘束力を持つものではなく」条約は締約国に対して「当該勧告に従うことを義務付けているものではない理解している」と見解を示しているが、その事実と真意を盛り込まれたい。

第7 人身取引

- 1 国連・人身取引についての特別報告者ジョイ・ヌゴジ・エゼイロ氏による全勧告の履行状況について盛り込まれたい。
- 2 子ども権利委員会総括所見第79項及び第80項、拷問禁止委員会からの総括所見第21段落の履行状況について盛り込まれたい。
- 3 人身取引対策に係る政策の企画・立案・調整等を一元的に担当し、実施のための必要な予算と権限を伴う機関を設置する計画の有無について盛り込まれたい。
- 4 人身取引被害者保護と防止に関する包括的法律を制定する計画の有無について盛り込まれたい。
- 5 風俗営業等の実態だけでなく、国際結婚や国際養子縁組の仲介業者、外国人女性及び外国人労働者の稼働実態などを把握するための調査は実施されているか、実施の予定はあるかについて盛り込まれたい。
- 6 人身取引の温床となっている技能実習制度を廃止し、労使対等原則、職業選択の自由を含む労働権の保障が担保された、外国人を「労働者」として受け入れる制度を設計する計画の有無及び内容について盛り込まれたい。
- 7 被害者の認定について、(1)労働搾取を目的とする人身取引を的確に認定すること、(2)的確な被害者認定のため、様々な形態の事案を分析の上、被害者認定のためのガイドラインを作成すること、(3)人身取引被害者とは認定できない場合でも、被害に応じた保護支援を実施すること、(4)関係者への十分な研修を行うことについて、実施状況、及び実施予定について盛り込まれたい。
被害者を適正に認定し、かつ被害防止に資するため、事案の収集・分析・検証を実施しているか、また、その予定はあるかについても盛り込まれたい。
- 8 被害者支援の充実について、(1)人身取引被害者の専用の支援センターを設置すること、(2)損害賠償や未払い賃金、補償を確保できる制度とすること、(3)被害者の多様な背景を考慮した有効な支援を行うこと、及び(4)被害者への情報提供、被害者から支援機関へのアクセスを確保することについての実

施状況及び検討状況について盛り込まれたい。

特に、人身取引被害者とは認定できない場合でも、事案の内容に応じて必要な保護支援を行うこととされているが、具体的にどのような保護支援がなされているのか、実例と統計数値を示されたい。人身取引被害者のための保護支援機関を設置し、十分な理解と経験があり多言語で対応できるスタッフを配置する予定があるかについても示されたい。また、被害者に損害賠償や未受領賃金等を現実に取得させるための具体的方法を示されたい。

9 人身取引の防止のための施策として、(1)国際結婚あっせんを含め、搾取を防止する観点から現行法制度を見直すこと、及び(2)学校教育や社会教育において、また関連事業者等に対し、人身取引の実態・原因・責任を含めた周知、教育、啓発を行うことについての実施状況及び検討状況について盛り込まれたい。

10 各施策の進捗状況を定期的に検証するとともに、人身取引に係る最新の情勢（実態）を把握し、手口の変化等に対応して、隨時必要な施策を検討・推進し、必要に応じて行動計画の見直しを行うことについての詳細についての実施状況及び検討状況について盛り込まれたい。

第8 買売春

1 売春防止法においては、売春をした者が、勧誘等をしたことを理由に起訴の対象となっており、その圧倒的多数が女性である。また女性差別撤廃委員会から勧告されている、売春の需要の抑止等によって女性の売春による性的搾取を防止する適切な措置はほとんど実施されていない。

売春防止法で、勧誘をした売春当事者女性が処罰の対象となることに対してどのような検討を進めているのか、及び、政府は売春の需要抑制について具体的にどのような対策をとっているのかについて言及されたい。

2 また、売春防止法第3条では、補導処分が記載されているが、この処分は、実際の適用がほとんどなく、また補導対象となる女性に対して差別的であり社会復帰に逆効果でないかと思われるため、廃止の予定の有無について記載されたい。

3 また、厚生労働省内においては、2012年まで、売春防止法での婦人保護事業での見直しの審議がなされていたが、今後再開の見込みや、改正の方向について盛り込まれたい。

第7条について

1 国會議員及びその候補者に占める女性の割合を、衆議院と参議院の各選挙区

・比例区ごとに盛り込まれたい。自治体の議員及びその候補者に占める女性の割合を、都道府県・政令指定都市・市町村・特別区ごとに盛り込まれたい。

これらの議員又は候補者に占める女性の割合が低い原因と、それを改善するための施策の実施状況を盛り込まれたい。クオーター制度を含めた積極的改善措置の導入状況・検討状況を盛り込まれたい。

2 衆議院及び参議院の役職者に占める女性の割合を、両院とも議長、副議長、常任委員長、特別委員長の別に明らかにして盛り込まれたい。

これらの役職に占める女性の割合が低い原因と、それを改善するための施策の実施状況を盛り込まれたい。

3 内閣府及び各省の大蔵、副大臣、大臣政務官に占める女性の割合を盛り込まれたい。

これらの役職に占める女性の割合が低い原因と、それを改善するための施策の実施状況を盛り込まれたい。

4 法科大学院生、法学部学生、それぞれの教員に占める女性の割合を増加させるために講じられた施策を盛り込まれたい。

5 法科大学院及び法学部において性差別やジェンダーを扱う科目が開講されている割合と受講者数を盛り込まれたい。

このような科目と受講者数を増加させるために講じられた施策を盛り込まれたい。

6 裁判官・検察官・弁護士の各職において、政策・方針決定過程に関与する地位にある女性の割合を盛り込まれたい。

このような女性の割合を増加させるために講じられた施策を盛り込まれたい。

7 男女間賃金格差の根幹となっている非正規労働者の低賃金と不安な地位を解消するために講じられた施策を盛り込まれたい。

非正規職員の均等待遇を原則とする法改正（派遣、パート、有期労働者）、非正規職員から正規職員への転換を容易にする制度の拡充、女性の正規労働者率を高める雇用戦略について盛り込まれたい。

コース別管理も含むすべての間接差別の禁止、国際基準に基づく職務評価手法の確立のために講じた施策を盛り込まれたい。

8 国の公共調達において、暫定的特別措置の取組を行っている企業であることの受託の条件とすること、入札だけでなく随意契約も同様とすることについて、講じた施策を盛り込まれたい。

積極的改善措置を実施している企業を税制面で優遇するために講じた措置を盛り込まれたい。

9 100人以上の従業員を雇用する民間企業に対し、男女別の労働者数、平均賃金、勤続年数、課長職以上の女性の割合、労働者比率、正規・非正規比率などを公開することを求め、その取組を促すために講じた措置を盛り込まれたい。

上場企業の有価証券報告書に、男女別の労働者数、平均年齢、勤続年数、平均賃金、男女別管理職数（部・課長）の記載を義務付けるために講じた施策を盛り込まれたい。

10 労働分野における差別の解消のために講じられた、企業の自主的取組を促す啓発・促進活動以外の実効的施策を盛り込まれたい。この実効的施策の効果的立案・実施・評価のために講じられた施策を盛り込まれたい。

第8条について

1 国際会議での日本政府代表団構成員数に占める女性の割合を盛り込まれたい。また、代表団に女性が含まれていない国際会議の名称及び当該会議の代表団に女性が含まれていない原因を盛り込まれたい。

2 女性大使の割合が極めて低い原因及び女性比率を高めるために講じられた策を盛り込まれたい。

3 在外公館に勤務する職員の内、幹部職員（特命全権大使・総領事、特命全権公使・公使・参事官）に占める女性の割合を明らかにするとともに、女性幹部職員の割合が極めて低い原因及び女性幹部職員の比率を高めるために講じられた策を盛り込まれたい。

4 前回総括所見で要請された「ミレニアム開発目標達成を目指すあらゆる取組において、社会的性別（ジェンダー）の視点を取り込み、本条約の規定を明確に反映すること、及び次回報告にその情報を盛り込むこと」（パラグラフ56）に関し、採られた具体的措置を盛り込まれたい。

第10条について

1 学校教育の分野でジェンダー平等の実現を阻害しているものについて、どのように調査・研究が行われたのか。その結果を盛り込まれたい。調査・研究を行っていないとすれば、その理由も盛り込まれたい。

2 理工学部や法学部など伝統的に女性が少ない分野で、女性を増やすために具体的にとった方策とその結果を盛り込まれたい。

3 スポーツ分野でのジェンダー平等実現について、なぜ、ジェンダー平等が遅れているのか、その原因を検証したか、したのであればその結果を盛り込まれたい。してないのであれば、その理由を明示されたい（女子柔道などの問題）。

4 女子学生に対する就職支援活動がどのように行われたのかを盛り込まれたい。
その結果についても盛り込まれたい。

第11条について

1 以下のデータを報告されたい。

男女雇用機会均等室への相談内容別の指導・是正内容、労働局長による紛争解決の援助の内容（年齢、勤続年数、雇用形態、解決内容（退職の有無、金銭解決の水準）、援助終結までの期間、その他）、機会均等調停会議による調停の内容（年齢、勤続年数、雇用形態、調停内容（退職の有無、金銭解決の水準）、調停成立までの期間、その他）

2 賃金差別及びM字型カーブが解消されない原因、改善に向けた具体的な法制度及び効果について盛り込まれたい。

3 男性労働者のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた具体的な施策及び効果について盛り込まれたい。

第12条について

1 女性手帳の内容と導入しようとした経緯、期待した効果と、今後これに替わる方策を考えているのかについて盛り込まれたい。

2 ジェンダーフリー教育・性教育の推進の具体的方針について盛り込まれたい。

3 性的少数者差別解消の具体的方針について盛り込まれたい。

4 総括所見のパラグラフ50で指摘された「健康や医療サービス提供に関する性別データ、並びにHIV／エイズを含む性感染症の女性への拡大と対策に関するさらなる情報やデータ」及び「女性の精神的・心理的健康に関する情報」を盛り込まれたい。

5 子ども権利委員会総括所見第64項、第65項の履行状況についても盛り込まれたい。

6 人工妊娠中絶について

女性差別撤廃委員会から勧告されている、女性と健康に関する委員会の一般勧告第24号や「北京宣言及び行動綱領」に沿って、人工妊娠中絶を受ける女性に罰則を科す規定を削除するため、人工妊娠中絶を犯罪とする法令を改正することについても、政府においては改正に向けた動きは全く見られない。

(1) 刑法の墮胎罪において人工妊娠中絶をした女性が処罰の対象となることが、女性のみに対する差別的刑罰であり、女性にとって必要な健康サービスへのアクセスを妨げることについて、刑罰法規の廃止を含めてどのような検討を

進めているかについて言及されたい。

- (2) ドメスティック・バイオレンスの被害者の妊娠中絶について、夫の同意がなくとも関係機関の証明があれば中絶できる運用を導入することの必要性について盛り込まれたい。このような場合に母体保護法の配偶者の同意を不要とする法改正の要否について盛り込まれたい。
- (3) 妊娠中絶の費用を賄うことが困難な者に対する救済措置の導入について盛り込まれたい。

第13条について

- 1 未婚の母を含む母子家庭の母及び寡婦につき、所得、住居等を含む生活状況に関するデータを報告した上で、これらのデータから明らかになる母子家庭の抱える問題点に対し、どのような対策を行っているのか、具体的な対策内容を盛り込まれたい。
- 2 母子家庭の支援策につき、経済的支援から就労支援へと方針が転換されたことにより、世帯が受ける具体的影響（児童扶養手当の減額）について盛り込まれたい。また、就労支援の具体的な内容及び利用状況に関するデータを盛り込まれたい。
- 3 離婚時における養育費の取決め状況（取決めの有無、金額等）、受給額を含む養育費の受給状況に関するデータや養育費受給に関する支援の具体的な内容を盛り込まれたい。

また、2011年に民法が改正され、離婚時の協議事項として離婚後の子の監護に要する費用の分担が第766条に明記されたことにより、養育費の取り決め状況や養育費の受給状況がどのように変化したか盛り込まれたい。

- 4 総括所見で指摘されたように、母子家庭の母を含む社会的弱者グループの女性に関し、「本条約の対象となるすべての分野における社会的弱者グループの女性の実態の全体像、及び具体的なプログラムや成果に関する情報」（パラグラフ54）を盛り込まれたい。

また、総括所見で要請された「社会的弱者グループの女性に特有のニーズに対応する性別に配慮した政策やプログラムを導入」（パラグラフ54）することにつき、取組状況を盛り込まれたい。

- 5 スポーツの分野におけるセクシュアル・ハラスメントへの取組状況を盛り込まれたい。

第14条について

次のデータを報告されたい。

- 1 農林漁業における事業用資産について，種類別所有者の男女比
- 2 認定農業者の数とその男女比
- 3 農業経営法人の数とその男女比
- 4 農業及び沿岸漁業の女性，高齢者グループの活動を支援するための無利子貸付けについて，貸付件数とその合計金額

第16条について

1 家族に関する法律の整備

国は待婚期間の短縮，婚姻年齢の男女統一，選択的夫婦別氏制度導入等を含む民法改正を実現すべきである。

これらの法改正は，性差別規定廃止のためであるから，法改正の遅滞は許されない。仮に世論が法改正の障害になっていると言うのであれば，その世論を変える積極的施策を明示されたい。

2 家庭内暴力

- (1) D V 防止法の改正後も保護命令制度の問題点（保護命令に執行力がない，退去命令の期間が2か月と短い，禁止される行為が限定的である）は解決されていない。これらに関する対応策を明示されたい。
- (2) 被害者の自立支援について，生活保護，児童扶養手当など従来からの一般的支援策以外の，新たな具体的被害者支援策を報告されたい。
- (3) 母子生活支援施設に入所した被害者と同伴家族の数と同施設の入所定数の各推移，並びに母子生活支援施設の活用と充実策を明示されたい。
- (4) 警察官の男女比，並びに配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助の利用者数を報告されたい。
- (5) 人権相談所や「女性の人権ホットライン」による相談における配偶者からの暴力相談の件数とこれに対する人権侵害事案としての調査・勧告などの措置件数を報告されたい。
- (6) 義務教育課程及び高等学校課程におけるD V等女性に対する暴力根絶のための人権教育・ジェンダー教育の現状と，その効果について報告されたい。
- (7) 裁判官等司法関係者に対する実効的な人権教育・ジェンダー教育の現状と，その効果について報告されたい。
- (8) 「子どもの電話110番」における女児に対する差別等人権侵害に関する相談の件数，被害者と被害者以外の相談者及び相談内容のデータを報告されたい。

以上